

# 個人情報保護規程

平成 23 年 4 月 27 日 制定

一般社団法人 エネルギー・資源学会

## 個人情報保護規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人エネルギー・資源学会（以下「本学会」という）における個人情報の取得、利用、提供等の取扱いに関する事項を定め、個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいい、その形態を問わない。
- (2) 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - a. 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。
  - b. 紙面に記載された個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他の検索を容易にするためのものを有するもの。
- (3) 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 「法」とは、個人情報の保護に関する法律をいう。
- (5) 「法令等」とは、法律、政令、省令および所管官公庁等が定めるガイドライン等のうち、本学会に適用されるものをいう。

### (適用範囲)

第3条 本規程は、本学会において個人情報を取り扱うすべての業務に適用する。

### (役割と責任)

第4条 個人情報の適切な保護のため、本学会の役員、事務局職員は、法令や本規程等に基づき、個人情報の適正管理に努める。

### (個人情報取扱いの原則)

第5条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分認識し、業務遂行においては法令等を遵守するとともに、プライバシー権等の個人の権利にも配慮して適切に取り扱う。

### (個人情報の利用)

第6条 本学会は、本学会の定款第4条に規定された事業の用に供するために個人情報を利用する。

- 2 個人情報とは、原則として前項に定める利用目的の達成に必要な範囲内で利用しなければならないが、その範囲を超えて個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(個人情報の取得)

第7条 個人情報は、偽りその他の不正な手段によらず、適正に取得しなければならない。

- 2 書面等への記載、本学会ホームページ等のユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、原則として当該書面等に利用目的を明記しなければならない。

(個人データの正確性および最新性の確保)

第8条 個人データについては、利用目的の達成に必要な範囲内で、正確性および最新性の確保に努めなければならない。

(個人データの安全性の確保)

第9条 個人データの保管および利用に当たっては、紛失、破壊、改ざん、漏洩、情報システムへの不当なアクセス等の危険に対して、組織的、人的、物理的および技術的な面において合理的な安全対策を講じなければならない。

(個人データの委託処理)

第10条 個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、当該委託先と秘密保持契約を締結するとともに、契約内容が遵守されていることの確認を行うなど、当該委託先を適切に監督しなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第11条 原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。ただし、個人データの取扱いに関する業務の全部または一部を委託する場合を除く。

- 2 個人データを第三者に提供する場合は、本人の保護に値する利益（プライバシー権等）が侵害されないよう、必要最小限の内容の提供に止めるなど、適切な措置をとらなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知請求)

第12条 本人から、法第24条第2項に基づき、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められた場合は、別に定める手続きにより本人に遅滞なくその目的を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第13条 本人から、法第25条第1項に基づき、当該本人が識別される保有個人データの内容の開示を求められた場合は、別に定める手続きにより本人に対し、遅滞なく開示しなければならない。

(保有個人データの訂正等の請求)

第 14 条 本人から、法第 26 条第 1 項に基づき、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由により、当該保有個人データの訂正、追加または削除を求められた場合は、別に定める手続きにより必要な措置をとり、その措置の内容を遅滞なく本人に通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等の請求)

第 15 条 本人から、法第 27 条第 1 項および第 2 項に基づき、手続き違反（同意のない目的外利用、不正な取得または同意のない第三者提供を言う。）の理由により、当該本人が識別される保有個人データの利用停止を求められた場合は、別に定める手続きにより必要な措置をとり、その措置の内容を遅滞なく本人に通知しなければならない。

〔附則〕

1. この規程は、平成 23 年 4 月 27 日から施行する。